

奈良県告示第三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年四月四日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
訪問看護ステーションうねび	橿原市田中町七〇―一五	平成二十九年三月三十一日